

藤沢市犯罪被害者等支援条例の制定に向けて

1 概要

本市の市民の方が犯罪被害に遭われた際に、犯罪被害当事者やその家族・遺族等が一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、地域において必要な支援を提供するため、犯罪被害者支援に特化した条例の制定をめざす。

2 経緯

国は平成17年（2005年）に施行された「犯罪被害者等基本法」の中で、犯罪被害者等のための施策の基本理念や、地方公共団体の責務等を定めている。

県は平成21年（2009年）に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、県、県民、市町村の責務や犯罪被害者等支援に関する施策の推進に向けた市町村への支援を明記するとともに、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んでいる。

令和6年（2024年）3月、県計画が改定され、県内一律の犯罪被害者等見舞金制度、市町村が行う日常生活支援に対する補助制度、市町村に対する助言や調整を行うコーディネーターの配置など、市町村による犯罪被害者等支援の取組への支援強化が図られた。

＜神奈川県 犯罪被害者等見舞金制度＞ ※令和6年4月1日以降の被害が対象

被害の内容	対象	金額
死亡	殺人、傷害致死等の被害者の遺族	70万円
重傷病	療養期間が1か月以上かつ3日以上の上院を要する負傷、疾病等を負った被害者	40万円
転居を余儀なくされた場合	自宅等での被害により転居を余儀なくされた被害者等	20万円

3 現状

本市では市民相談情報課において各種相談に応じる中で、犯罪被害者等からの相談があった場合は、県・警察・民間支援団体の三者で構成される「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を案内しているが、市として直接的な支援は実施していない。

三者は以前から、市町村が犯罪被害者等支援を目的として条例を制定し、地域性の高い住民サービスを提供することを求めており、その上で県は市町村では実施困難な専門的技能を要する支援や、市町村が行うメニューへの財政的支援を担うなどそれぞれ役割分担しながら求められる責務を果たすのが望ましいとしている。

4 求められている支援施策

- (1) 家事・育児等の生活支援（ヘルパー派遣、一時保育、配食など）
- (2) 住宅支援
- (3) 犯罪被害者等支援に特化した条例の制定
- (4) 支援窓口の広報・啓発 など